

コウモリは、自分は鳥ではない……ネズミだと
言い張った。それを聞いてイタチは、コウモリを
逃がしてやった。(略) こうして、コウモリは、二
度までも窮地を脱した。

—— 蝙蝠と二匹のいたち「イソップ寓話」

●「エクストラトピカリティ」とは何か

これまで説明してきた論題充当性は、プランの「全部」が論題の規定する領域から逸脱しているという議論でした。しかし、可能性としては、プランの「一部」が論題からはみ出ているということも大いにあり得ます。そのはみ出た一部分からメリットが発生しているとき、その妥当性を問う議論がエクストラトピカリティ（定訳を承知しませんが「論題外性」と呼んでおきます）になります。

実際には、プランの一部が論題からはみ出るのは、2つのパターンが考えられます。例えば「日本は原子力発電所を廃止すべし」という論題があったとしましょう。下線部分が論題外と考えられる箇所になります。

（パターン1）プランの細目がまるごと論題外という場合

- 1 原子力発電所を直ちに廃止します
- 2 同時に火力発電所を廃止します

（パターン2）プランの細目が部分的に論題外という場合

1. 原子力発電所と火力発電所を廃止します
このように、論題外の箇所は、必ずしもプランの細目を単位として発生するという訳ではないという点に留意が必要です。

●論題充当性の議論との共通点と相違点

エクストラトピカリティ／論題外性も論題充当性の議論の一種です。よって否定側から根拠をつけて論題外の部分を指摘しようとす

る際、議論の立て方は、①解釈基準の確認、②対抗定義・解釈の説明、③論題からの逸脱部分の指摘（上記3点の詳細は前回の説明をご参照ください）までは、論題充当性のケースと同じになります。

それと異なるのは、④結論の部分です。プランの全体が論題から逸脱しているのであれば、当該プラン（及びその帰結）は論題を肯定しないとせばよいのですが、エクストラトピカリティ／論題外性の場合、その論題外の部分のプランの効力を認めてはならない、と結ぶのが一般的な結論です。

この点を、実際の事例の中で確認することにしましょう。なおこの事例は、実際の試合の議論をヒントに創作したものであり、実例ではありません。ご了承下さい。

●事例研究：「救急車」問題

【第9回（2004）大会中学論題】

「日本は救急車の利用を有料化すべきである。是か非か」

- * 有料化とは一回の利用につき定額の支払いを義務づけることとする。
- * 有料化の対象はすべての利用者とする。

【肯定側のプラン】

1. 救急車1回の利用につき利用者に1万円を課す。
2. 利用料収入で救急車を購入する。

【メリット】救急患者を救える

理由1：プランの細目1で、「無料だから救急車を呼ぶ人」がいなくなる。そして救急出動の回数が減り、救急車が出払っている状況が少なくなり、その分救急患者を救える。

理由2：プランの細目2で、救急車の台数そのものが増加する。結果、救急車が出払っている状況が減り、その分救急患者を救える。

【問題】 プランの細目 2 は論題内？論題外？

【分析】 この論題では、「有料化」という語句に付文がついており、「一回の利用につき定額の支払いを義務づけることとする」という標準的な解釈が示されていました。ところが、使用料の帰属や処分については、付文では明示的に表現されていません。ここに「狭義」、「広義」の 2 つの解釈の余地が生じます。

狭義の解釈は、「有料化」を「無料化」に対する概念として位置付けて、「タダではなくすること」、すなわち支払いまでを有料化の意味として理解するものです。

他方、広義の解釈とは、支払いが義務付けられれば、同時に料金収入が発生するので、有料化には支払いのみならず料金収入の処分までが暗に含まれるという理解です。

ここでプランをご覧頂きたいと思います。一定額の利用料の支払いを求めるプランの細目 1. は、狭義、広義、いずれの解釈でも、論題内にあると理解できます。よって、プランの細目 1 は有効であり、それを根拠とする理由 1 も妥当なもの認められます。

さて、問題の細目 2 です。「有料化」の意味として使用料の用途を含めて考える広義の解釈に立てば、細目 2 は論題内として理解できます。しかし、支払いの義務付けのみに意味を限定する狭義の解釈に立つと細目 2 は論題外として判断され、よって細目 2 は無効、細目 2 を根拠とするメリットの理由 2 も判定の対象外とされることとなります。

このように、細目 2 のような使用料収入の用途に関する細目は、「有料化」という語句の解釈次第によって、論題内にも論題外にも判定され得るということがわかります。

●事例研究の含意

この事例研究から、いくつかの教訓が引き出せます。

① プランは論題内に収まるように

ディベート甲子園ガイドラインの 3. 定義

とプランにあるように「論題外と判断されたプランからメリット・デメリットが発生したとしても、そのメリット・デメリットは無効となります」。事例研究のプランの細目 2 のような、解釈によって論題外となるような細目の提示は避けるのが無難でしょう。強いて出すなどは申しませんが、自己責任でお願いします。少なくとも当該細目が論題内だと、必要に応じて説明できるよう何らかの根拠を用意しておくべきでしょう。

② 付文も解釈・定義づけの対象になる

定義や解釈が問われるのは論題の本文だけではありません。実際、事例研究でも問題になったのは、付文の中の「有料化」という語句をどう解釈するかであったということを想起してください。

③ できれば論題解釈を試合中の議論として示すことで、審査員の認識を制御する

審査員は、自分の考えはどうあれ、試合中の議論を尊重します。しかしそれが無い場合、自己の判断で常識に従って、プランが論題充当的かどうかを考えます。ここで肯定側が留意すべきは、「肯定側は細目 2 が論題内だと思っていた。否定側は論題充当性を議論しなかった。ところが審査員は、その細目は『論題外だ』と思っていた」というケースがありうるということです。試合後に審査員に「この細目は論題外です」と言われて落胆することのないよう、論題外と判定されるおそれのあるプランの細目を提示したいなら、肯定側は当該細目がいかなる根拠によって「論題内」といえるのか、可能であれば立論の中で「試合中の議論」として先手を打って説明してしまうのがよいでしょう。

●次回予告： 応用編へ

いよいよ第 10 回ディベート甲子園の地区予選の季節です。この講座も理論の説明はこれくらいにして、次回は論題充当性に関する準備のコツを解説してみたいと思います。